

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、公表します。

掛川市長 久保田 崇

市町村名 (市町村コード)	掛川市 (22213)
地域名 (地域内農業集落名)	上内田地区 (桶田、五百済、段金谷、上板沢、下板沢、和田、子隣、岩井寺、大谷)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 5 年 12 月 5 日 (第 1 回)

注 1 : 「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注 2 : 「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本地区は、小笠山の東に位置し大規模な茶園が広がり、「茶専用」「茶+水稻」を主な営農類型として営まれているが、更に「+レタス」「+イチゴ」などの複合栽培が展開されている。水稻は大井川用水の受益を受けているが、圃場の大区画化が求められている。茶は茶園造成の基盤整備の検討が進んでいる。また、高齢化による担い手不足が見受けられる。

【地域の基礎的データ】

農業者：115人（うち法人5経営体）

主な作物：茶、水稻、イチゴ、野菜、レタス、シイタケ、キウイ

(2) 地域における農業の将来の在り方

茶の複合作物として、レタス等を導入している。

近年は、やる気塾を中心にトウモロコシなどの生産、販売に取り組む。

また、基幹産業である茶の6次産業化や有機農業の拡大を検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	354 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	354 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	— ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農業振興地域内の農用地区域を、農業上の利用が行われる農用地等の区域とする。

保全・管理等が行われる区域については、具体的な取組が計画された場合に設定していく。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、担い手を中心に農用地の集積・集約化を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
将来の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。
(3) 基盤整備事業への取組方針
茶園造成の基盤整備事業の検討が進んでいる。農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため未実施地区の農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を検討していく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市町村及びＪＡと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
効率化が期待できる作業は委託を進める。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	
<p>【選択した上記の取組方針】</p> <p>①地元対策協議会と猟友会員により連携を図り、箱罾設置箇所の餌やりや見回りを定期的に行い捕獲強化に取り組む。</p> <p>②地域の特産物である茶の有機農業の拡大に取り組む。</p> <p>⑧台風等の災害及びそれに伴う停電等に対応するため、園芸施設の強靱化や無停電電源装置の設置などに取り組む。</p>				